

空き家を放置していませんか？

放っておけば空き家は劣化していきます。

瓦や壁が落ちたり、飛んだりしていませんか？ 庭が荒れ放題になっていませんか？

シロアリやネズミの巣になっていませんか？

他の人やその財産に被害をあたえることがあれば、多額の損害賠償を請求されることもありえます。

周囲に危険を及ぼす場合は、「特定空家等」に指定されることがあります。

周囲に危険を及ぼす状態を解消するため、町は所有者等に空き家の状況に応じて解体や改修を促す

「助言」や「指導」を行います。

それでも解消されない場合は「勧告」を行います。「勧告」を受けると、空き家建設地に係る固定資産税の減免の特例措置が除外され、固定資産税が増額されます。

ついで「命令」を実施します。命令の内容は町の広報等で公表されます。また、命令に違反した者は略式裁判手続きにより50万円以下の過料処分となります。

なおも危険な状態が解消されない場合は、町が所有者等に代わって解体や改修等の「代執行」を行い、かかった費用の全額が所有者等に請求されます。

「特定空家等」に指定される前に…

空き家除却や、空家活用の助成金制度もあります。「危険空き家除却事業」の対象となる場合は、最大で除却費用の8割（上限150万円）の助成と、除却跡地の固定資産税の減免を、除却後5年間受けることができますので、まずはご相談ください。

お問い合わせ先

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地

隠岐の島町役場建設課 管理住宅係

電話 08512-2-8564 FAX08512-2-2460

危険空き家除却事業の概要

隠岐の島町危険空き家除却事業

本事業は危険な状態にある空き家の除却工事に対して一部助成を行うことで、安全な居住環境と良好な住環境の確保を目的とします。

危険空き家とは

- 町内に所在する住宅で常時無人の状態のもの
- 倒壊のおそれがあり、周囲に対して著しく危険性が高いもの

補助対象者（申請者）

- ① 危険空き家の所有者、又は相続人
- ② 上記①の同意を受けた者

補助対象危険空き家

以下の要件をすべて満たす住宅です

- ① 町内に存在する木造の住宅
- ② 危険度判定基準による判定で危険空き家と判定された住宅

- | | |
|------------|------------------------|
| ・ 住宅危険度 | ・ 基礎、外壁の程度 |
| | ・ 基礎、外壁、屋根の劣化状況の程度 |
| | ・ 防火、避難上の程度 |
| | ・ 排水設備の状況の程度 |
| | 100 点以上 |
| ・ 周辺住環境危険度 | |
| | ・ 道路、通行人、隣接地に対する影響の程度 |
| | ・ 地域の要因（景観、密集地、地元要望など） |
| | 50 点以上 |

申込みにより
町が調査して判定します

- ③ 兼用住宅は 1/2 以上が住宅であること

補助対象経費

次の①、②のいずれか低い方の額の 8 割

- ① 除却工事費（除却施工会社との契約金額）
- ② 国が定める標準除却費 × 延べ床面積

補助金額

- (1) 補助金の割合 補助対象経費の 10 割
- (2) 限度額 1 戸当たり 150 万円

危険空き家除却事業の流れ

1. 事前調査申込み(提出物:調査申込み、添付書類)



	必要書類	手続き窓口	備考
1	位置図	-	住宅地図等。
2	平面図	平面図がない場合は、 役場 税務課	手書きでも可
3	固定資産課税台帳登録事項証明書	役場 税務課 各支所・中出張所	土地・建物の所有者がわかる書類となります。
4	現況写真	パソコンからコピー紙に印刷したものでも可。写真の場合は台紙に張ってください。	

※申請者と土地・建物の所有者が異なる場合 (1から4の書類に追加)

	書類	手続き窓口	備考
5	戸籍謄本等	役場 町民課 各支所・中出張所	土地・建物の所有者との続柄がわかること。

注:申請者が所有者と相続関係に無い場合は、所有者もしくは相続人の委任状が必要です。

2. 役場による事前調査



事前調査、及びその後の判定に1ヶ月前後時間をいただきます。

3. 事前調査結果報告書の送付



役場から、「危険空き家除却事業事前調査結果報告書」及び、「危険空き家除却補助金交付申請書」、「危険空き家除却事業実施計画書」が送付されます。

4. 補助金交付申請の提出。(提出物:交付申請、事業計画書、添付書類)



	添付書類	備考
1	工事請負契約書の写し	
2	見積書の写し	内訳の分かるもの
3	危険空き家除却事業事前調査結果報告書の写し	

4. 補助金交付決定通知書の送付。



役場から、「補助金交付決定通知書」と「実績報告書」が送付されます。

5. 空き家除却工事 ※必ず年度内に完了してください。



6. 工事完了(提出物:実績報告書、添付書類)



	添付書類	備考
1	請求明細書の写し又は領収書の写し	
2	工事前～工事中～工事完了後の写真	

7. 補助金確定通知書の送付。



役場から、「補助金確定通知書」と「補助金請求書」が送付されます。

8. 補助金の請求(提出物:補助金請求書)



9. 補助金の支払い

電話線（未使用）の撤去工事予定のお知らせ

平素からNTT西日本をご利用賜り誠にありがとうございます。

現在私どもNTT西日本では、長期間ご利用になっていない電話線の撤去を実施しております。台風や雪害などの影響で垂下りとなり、通行中のお客様や車両、家屋などに損害を与えてしまう事例（図1）が発生している為です。

工事予定期間：2018年8月～2019年3月

緊急を要する場合にはご不在時でも撤去させて頂く場合がございます、ご質問、ご要望等ございましたら恐れ入りますが以下のお問い合わせ先までご連絡をお願い致します。

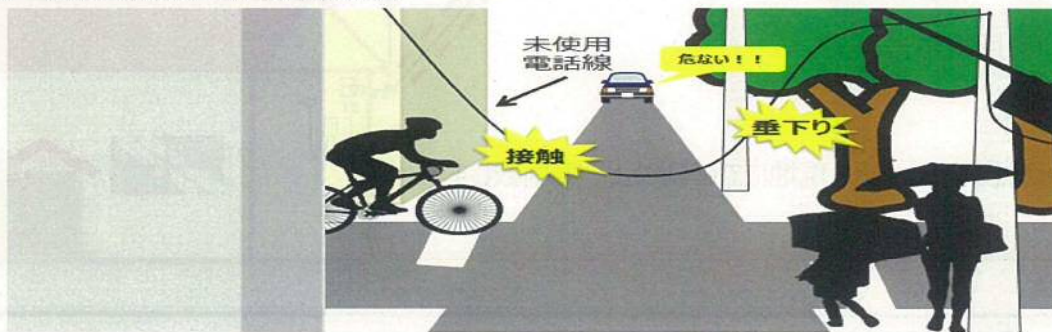
ご利用中の電話への影響はございません。

本工事に係る費用についてはお客様へのご負担は一切ございません。

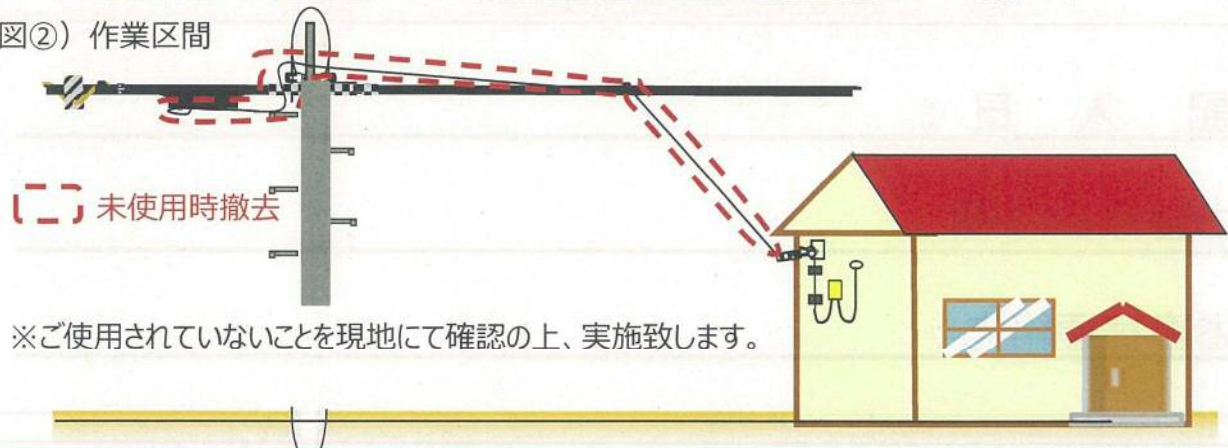
撤去対象はNTT西日本回線のみとなります。

これからも安心・安全なサービスをご提供させて頂くために、ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

（図①）電話回線等の垂下りによる危険



（図②）作業区間



本件に関するお問合せ先

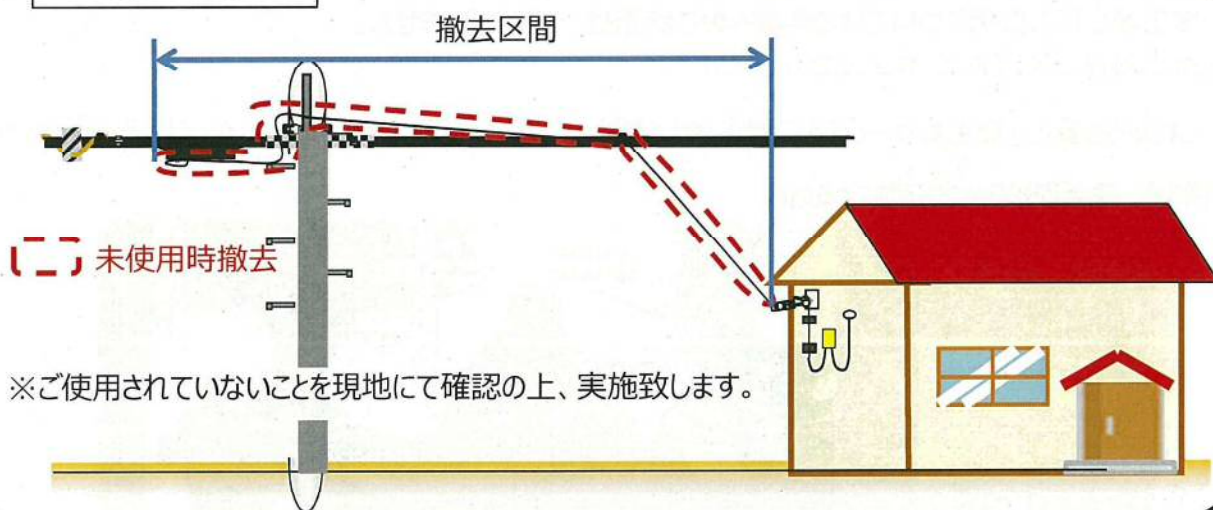
会社名：NTTフイールドテクノ 島根営業所 隠岐フイールドサービスセンタ
住所：島根県 隠岐郡 隠岐の島町港町塩口24-9 NTTビル2階
電話番号：08512-2-9560 FAX：08512-2-9571

電話線撤去承諾兼工事に伴う不在立入承諾書

使用していない電話線を撤去する時、不在でも敷地内に立入って撤去作業を実施することを承諾します。

工事予定期間：2018年8月～2019年3月

【参考】



記入日：

お客様サイン欄：

お客様連絡先：

御承諾書送付先

会社名：NTTフィールドテクノ 島根営業所 隠岐フィールドサービスセンタ
 住所：〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTTビル2階
 電話番号：08512-2-9560 FAX：08512-2-9571